

平成29年4月7日  
(2017年)

## 平成29年度入札・契約制度の改正について（お知らせ）

本市では、公共工事が市民の貴重な税負担のもとに執行されていることから、これを市民の理解と信頼を得て進めることが不可欠であると考え、入札・契約制度の改善に取り組んでいるところです。平成26年6月の公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の改正以降、「インフラの品質確保」及び「建設業の担い手の中長期的な育成・確保」を念頭にさらなる改善に取り組んでおり、平成29年度においては、次のとおり制度改正を行います。

### 1 最低制限価格の変動範囲の引き上げについて

「最低制限価格」を変動させる場合について、従来、変動前の基準となる額（「最低制限価格基準額」）に乘じる係数は、「0.9900から1.0100まで」の範囲で無作為に発生させていましたが、その範囲を「1.0000から1.0200まで」に引き上げます（ただし、最低制限価格が予定価格の100分の75から100分の90の範囲で発生するものとします）。また、これに伴い、「最低制限価格基準額」を「最低制限変動下限額」に改めます。

### 2 失格価格の設定について

低入札価格調査基準価格を設定する入札案件については、従来の「最低制限価格」に替えて「失格価格」を設定します。「最低制限価格」と同様、「失格価格」を下回る入札を行った者は失格となります。「失格価格」の算出方法及び変動の範囲は最低制限価格と同様です。

### 3 実施時期

平成29年4月以降の公告分から実施します。

お問い合わせ先  
和歌山市建設局建設総務部  
建設総務課契約班  
(直通電話) 073 - 435 - 1083